

元始祭の成立過程

高原光啓

はじめに

本稿は神社で執り行われる元始祭について、その成立過程を考察すると共に、元始祭肅行の意義を見直すものである。元始祭は毎年一月三日、年の始に皇位の大元と由来とを祝い、国家国民の繁栄を祈る祭祀であり、皇室、神宮、神社でそれぞれ行われている。特に神社祭祀における意義として神社本庁では次の通り説く。

歳首に当り、天津日嗣の高御座の大元を言寿ぎ奉り、宝祚の無窮と国運の隆昌とを祈る。

また、祝詞の例文⁽²⁾では「天^都日嗣^乃高御座^乃大元始^乎歳^乃首^爾仰奉^里言寿奉^留」と共に「皇大御国^乃大御榮」を祈ることを示している。

こうした意義を有する元始祭の成立は、皇室祭祀における同祭と深い関係を持っている。したがってまずは皇室祭

祀における元始祭の成立過程を考察し、いかなる経緯で神社祭祀として位置づけられるに至ったか検討したい。

この元始祭の制定過程に関しては、既に大岡弘氏⁽³⁾、星野光樹氏⁽⁴⁾による論考がある。とりわけ大岡論文では、元始祭創始の趣旨として、天孫降臨の神話的事実が重視されたことを明らかにした上で、制定過程はもとより「思想的源流」についても詳細に論じられている。

以下、本稿ではこうした先学に負いつつ、神社祭祀としての元始祭について検討していきたい。

尚、資料の引用に際しては、割り注は亀甲括弧「」内に一行書きとし、ルビは省略した。

引用者の注は隅付き括弧「」に記載した。

一、元始祭のあらまし

皇室祭祀における元始祭は、宮中三殿において大祭とし

て斎行される。

平成二十八年の元始祭では「神社新報」(三二八九号、平成二十八年一月十一日付)において次の通り報じられた。

【前略】三日に斎行された元始祭では、天皇陛下は黄櫨染御袍を召されて出御。賢所・皇靈殿・神殿に御拝礼になり、御告文を奏せられた。その後、皇太子殿下が黄丹袍姿で御拝礼。幄舎では秋篠宮・同妃両殿下、眞子内親王殿下、佳子内親王殿下、寛仁親王妃殿下、彬子女王殿下、瑤子女王殿下、高円宮妃殿下、承子女王殿下、絢子女王殿下が参列された。【後略】

右記事により大まかな流れは知られるが、より詳細な内容として、戦前(昭和六年時)のものになるが、八束清貫氏の著作⁽⁵⁾に基づき概観したい。

當日午前九時三十分は大勲位以下勅任官待遇以上(昭和六年には百六十四名)が、文官は大禮服、武官は正装の綺羅を装ひ、其の他は清洒な通常禮服(燕尾服)で賢所参集所へ集まる。同じく皇族・王族・公族各殿下之に前後して御参集になる(昭和六年には十二方)。祭儀の次第面では皇族以下文武官が幄舎に参列の上、御祭典が始まることになつてゐるが、實際は先づ賢所・皇靈殿・神殿の順序で、掌典次長以下掌典部員が神樂歌の音に連れて奉簾に次で神饌・幣物を御供へする。

而して各殿とも掌典長の祝詞がすんだ所で、参列することになつてゐる【中略】

そこで午前十時、天皇陛下には立纓の御冠【割り注は略す】・黄櫨染の御袍【割り注は略す】を御召しになつて【中略】賢所へ出御になる。内陣へ進まれて、御座に著かせられ、御拜禮があり、御告文を奏上あらせられる。御告文がすむと、御鈴の儀がある。終つて掌典長の前行で天皇陛下入御になる。賢所に引續いて皇靈殿・神殿へとお進みになり、御拜禮、御告文を奏せられて後、入御になる。次で皇后陛下が御髪は「おすべらかし」、御小袿・紅の御長袴といふお床しい御服装で【中略】出御になり、掌典長の前行で賢所・皇靈殿・神殿と順次御拜禮の後、入御になる。次で皇太后陛下が同じ御姿で出御になり、同じく賢所・皇靈殿・神殿と順次御拜禮あらせられて入御になる。

三陛下とも御拜禮終つて入御になると、幄舎に御参列になつた皇族殿下を始め、文武官僚が一糸亂れず席次に従つて、賢所・皇靈殿・神殿の順で、各殿の正面木階下【石階上】に参進、拜禮して退下される。

そこで神樂歌が始まり、掌典次長以下掌典部員が幣物・神饌を撤して垂簾する。これでこの荘嚴なお祭が終了するのである。時に午前十一時三十分。

右は昭和六年の元始祭の内容であるが、現在も概ね踏襲されていると漏れ承る。尚、御鈴の儀であるが、中澤伸弘氏^⑥によれば

内々陣の御神座のお近くの天井から御鈴をつけた赤い紐が垂れてゐます。天皇陛下がここで御拝礼をなさつたあと、内掌典はこの御鈴の紐を振ります。さやさやと涼しい音が十分ほど御殿の内外に響きますが、陛下はこの間平伏して深い祈りを捧げられると承ります。この御鈴は神様が御祈念をお聞きになられたことを意味するとのことです。

という。八束氏^⑦は、この御鈴の儀と神楽歌がある故をもって、元始祭が重要な祭典であることを指摘している。まさに年初の大祭として重視されてきたことが窺えよう。

二、元始祭の制定

元始祭制定の経緯は、次の明治四年十月二十九日に裁可された神祇省伺^⑧に明白である。

神祇省伺

正月三日 行幸ノ祭典自今更ニ元始祭ト稱シ 天孫降臨天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀ル事義ニ於テ然シ即 皇祖瓊々杵尊ヲ始メ 御歴代皇靈ヲ奉祀ス可シ 神武天皇遙拝儀今年既ニ権輿アリ 皇太神宮御拜式又既ニ起

ル右元始祭ト併テ三祭海内普ク遵行セシメ乃 天祖ノ德澤ヲ崇奉シ 天孫開國ノ本始ヲ祝シ 神武ノ創業ヲ追尊ス此三祭國家ノ大典ニシテ 人主ノ以テ天職ヲ始メ玉フ所億兆一民モ勿諾ス可カラサルノ國律タル可シ 伺ノ通

辛未十月二十九日

また、同日に国家的祭祀の大綱を示す「四時祭典定則」が制定され、元始祭は「大祭」で「正月三日於皇廟祭之」と位置づけられた。

神祇省では太政官正院に対し、天孫開國の本始を祝す意味で、「正月三日 行幸ノ祭典」を元始祭と称することを伺い、それが裁可されたのであった。この正月三日の祭典とは、明治三年に初めて齋行され、翌年同日にも齋行されたものである。元始祭の成立を考える上で、本祭典は重要であるため、その内容を概観したい。尚、祭典の名称については古事記序文の一節「元始綿邈頼先聖而察生神立人之世」に基づくとされる^⑩。

明治二年十二月二十三日、太政官は来る正月三日、神祇官において天神地祇八神殿御歴代御霊に御親祭があることを達した^⑪。これを受け、祭典の準備が進められていった。年が改まり祭典当日は、明治天皇の「不豫」^⑫により三条実美が代拝を行った。神祇伯の中山忠能が祝詞を奏上、供饌、

三条実美が祝詞を奏し、諸員の拝礼、撤饌の後、場を改めて宣教開講の儀が行われた。その折に、三条実美が鎮祭ならびに大教宣布の詔書を奉読したのである。中山忠能は神祇伯兼宣教長官として宣教詞を読み、次いで伊能顥則らが講義を行った。これが正月三日の祭典であった。

後日、同月十四日に明治天皇は三条実美、岩倉具視らを率い神祇官に行幸され、八神及び天神地祇・皇霊を親祭された。中山忠能の奏する祝詞の後、神饌が供され、出御、御剣一口を納め、御拝された。一説によれば、この後日の親祭が実現したのは、福羽美静、小野述信らの尽力があったという。

翌四年一月三日も神祇官において祭典があった。但し「風邪」⁽¹⁾の為、行幸は無く三条実美が代拝を勤めたのである。前年同様、改めて同月十九日に行幸され、親祭されたのであった。

これら一連の経緯すなわち、正月三日に、後日の御親祭も含め、二年続けて祭典が行われ、尚且つ、それが大祭たる元始祭として制定されていったことを鑑みると、いかにこの正月三日の祭典が重視されていたことが理解できよう。

三、元始祭制定の背景

では前節で取り上げた正月三日の祭典を執り行う方針は

どのような経緯で固まったのであろうか。その発端は、明治二年五月の皇道興隆に関する御下問だったと考えられる。明治政府は様々な課題を抱えるなか、キリスト教対策が急務であった。

そこで明治天皇は皇国日本の道の興隆を期され、次の通り御諮詢になった。⁽²⁾天祖が国の基礎をお立てになった頃は治教すなわち政治と宗教はおさまり、風俗はうるわしく整っていた。だが中世以降、その美風はすたれ、人心は軽薄になってしまった。その理由は皇道が明らかになつていないことに起因するものである。維新の時にあたり、皇道が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ることと。

この勅問に奉答したのが津和野藩主龜井茲監であった。その内容は次の通りである。⁽³⁾

孝は百行の源、徳の基であり、皇上におかれては天神天祖や御代々の神霊への祭典を奉行なされたことは御誠敬の至りにして、御孝道を尽くされたものであった。百官有司にあつては国民に報本反始の意義を示すことは国柄の基礎である。しかしながら、人情が薄く、外教が混淆している。ならば、皇上御自ら天下に先んじられ、年頭、節、朔等の典儀の復興、郷校の設置、匹夫匹婦への講談によって、古の美俗に復し、治教はいきわたり、皇道は興隆する、とい

うものであった。

そしてこの約一ヶ月後の六月二十八日、明治天皇が群臣を率い神祇官に行幸され、祭政一致と皇道興隆たる国是を天神地祇と列祖の神靈に告げる御告祭があった。当然ながらこの祭典は右奉答の延長線上にあるとみるべきであろう。すでに武田秀章氏⁽¹⁸⁾によって引用された、この祭典の執行を求める五月の神祇官上申も元始祭を考える上で重要である。

此度当地 行幸国家之大御基礎被立候儀ハ千歳之一時
実ニ此上モ無之大御事業之儀ニ付追々御評議之上御発
令之筋モ可有之仍而ハ此節之内一日於当官 天神地祇
ヲ初奉リ 神武天皇ハ勿論 御代々之神靈別而ハ先帝
之神靈等ヲ祭祀シ奉リ尚 内侍所渡御奏樂并 行幸被
為在御自ラ御祭式被為勤候御儀有之度其上ニ而参集之
宮堂上百官諸侯大夫士ニ至ル迄順々ニ拝礼被 仰付被
神事ヲ先トシ政事ヲナシ給フ之古礼ヲ復シ将 神武天
皇之大孝ヲ申ベ給ヘシ本義ヲ被為追候ハ、 皇徳ヲ中
外ニ布キ給フ之御基本ニ可有之ト相考候仍而此段言上
候間宜被御評議候也

武田氏はこの上申から皇霊祭祀への展開を論じられている。同時に、元始祭へと発展していく正月三日の祭典の意義も見出せると思われる。すなわち、祭祀の対象として、

天神地祇と御歴代
神靈が挙げられて
いる点、「御自ラ
御祭式」を求めて
いる点、「神武天
皇之大孝ヲ申ベ給
ヘシ」とする点が、
元始祭に繋がって
いくと考えられる。
これらのうち、神
武天皇に関するこ
とは次節にて後述
するが、ここに天
神地祇、歴代皇霊
を対象とする祭典
が求められて執行
されたこと、そし
て、それがまさに元始祭の原型であったことが指摘できよう。

四、正月三日行幸ノ祭典から元始祭へ

先の国は一定の御告祭は「神祇官神殿に八神・天神地

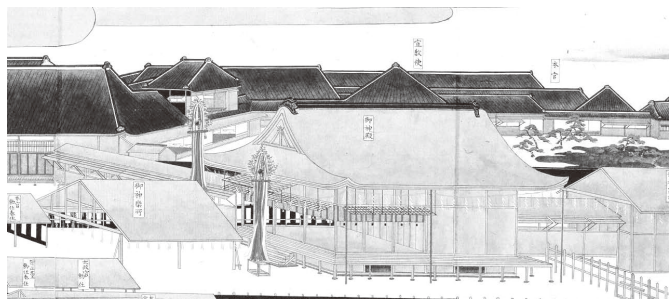


図 神祇官御神殿

「東京神祇官全図」(国立公文書館蔵、公文附属の図・二六〇号)の一部。一卷。本資料は、画家浮田可成が描いた、純日本式の神祇官庁舎の絵図。奥書には明治18年12月とある。原図サイズ:54.6cm×27cm。

祇・皇靈の三座を恒久的に鎮祭せんとするその前提をなすもの」と評価される。御告祭の時点では、神祇官に神殿はなく、神座を設け、神降神昇が執り行われた。また、この時に三条実美によって奏上された祝詞には「皇神等^乎伊都伎祭^留御事^波即^知政^{爾志}此^乎以^乎萬機^毛祭事^乎基^刀正^志明^良」とあり、祭祀を重んじる方針が天神地祇と御歴代皇靈に奏上されたのである。であれば、臨時の祭場ではなく、常設の御殿が求められることになろう。そもそも明治二年七月制定の「職員令」において神祇官の任務の一つに「相祭典」【祭典を相く】と明記されたのにも関わらず、祭場が無い状態は問題であった。その祭場とは歴史を鑑みれば八神殿に他ならず、いよいよ八神殿建設の気運が高まったという。更に、藤田大誠氏²³によれば、二年十月の段階で、神祇官は八神のみならず天神地祇と皇靈とを合祭した祭場を企図していたという。かくしてその年の十二月中旬に仮神殿は竣工し、同月十七日の鎮座を経て、ここに八神、天神地祇、歴代皇靈を祭る祭場が神祇官に成ったのである。

これを受けた翌年正月三日の祭典は、皇道興隆を期する上で重要であった。そのことを示すものが、同日に下された神祇鎮祭の詔である。以下全文を掲げる。

朕恭惟

大祖創業崇敬

神明愛撫蒼生祭政一致所由来遠矣朕以寡弱夙承
聖緒日夜怵惕懼天職之或虧乃祇鎮祭

天神地祇

八神暨

列皇神靈于神祇官以申孝敬庶幾使億兆有所矜式

朕恭しく惟みるに、大祖業を創むるや、神明を崇敬し蒼生を愛撫し、祭政一致、由来する所遠し。朕、寡弱を以て夙に聖緒を承け、日夜怵惕し、天職の或は虧けんことを懼る。乃ち祇みて天神地祇八神暨び列皇の神靈とを神祇官に鎮め祭り、以て孝敬を申ぶ。庶幾くは億兆をして矜式する所有らしめんことを。

解するに、神武天皇の御創業は神明の崇敬と蒼生の愛撫から始まり、祭政一致の由来は遠くの昔にある。この国を治めていく大業に際して、謹んで天神地祇八神列皇の神靈を神祇官に鎮め祭る。このことを通じ、神々と皇祖に孝敬を申べる、と受け止めることができる。この「孝敬を申ぶ」の一節について、詔勅研究の第一人者である森清人氏²⁴は

之は昔、神武天皇、建国の大業緒につくや、紀元四年二月廿三日甲申、鳥見の靈時に天神を郊祀せさせたまひ、「用て大孝を申ぶ」【中略】とのたまはせられしと

相似たるものと拝すべく、聖皇の行はせたまふ所、古
今全く揆を一にし、寔にかしこき極みと申すべきなり。
と解説している。まさに明治天皇は、神武天皇鳥見の靈時
における祭祀と同様に、神祇を鎮祭するものであり、億兆
にもその御手振りに習うことを望まれたのであった。

ここに、元始祭齋行の所以を見るのである。すなわち、
「皇祖天神」に大孝を申べた神武天皇と同じく、明治天皇
も自ら「天神地祇八神暨び列皇の神靈」に孝敬をお伝えに
なった。この点はまさに、元始祭制定時に示された「天孫
降臨天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀ル事義ニ於テ然ン即 皇祖
瓊々杵尊ヲ始メ 御歴代皇靈ヲ奉祀ス可シ」とする意義に
直結し、皇位の大元と由来に思いを致すことに他ならない
と言えよう。

これに加え、「孝」の観点から元始祭の成立を検討した
い。詔の「孝敬を申ぶ」とは祖先祭祀に繋がっていくこと
であり、いかに皇霊祭祀のあり方を確立させるかが神祇官
の課題の一つであった。その後の経過を見るに、明治四年
八月、神祇官は神祇省へと改組され、翌月三十日には皇霊
の宮中遷座に伴い、賢所と皇霊からなる皇廟が成立したの
である。

その皇廟での祭祀を念頭に置いて策定されたものが「四
時祭典定則」であった。この点について武田秀章氏は次の

通り指摘している。

四時祭典定則は、皇室の伝統祭祀としての新嘗祭に、
「新儀」としての皇霊祭祀を結合したところに成立し
てゐると把へることができるのである。

この事実から明治神祇官の果たした歴史的役割が明
らかになるであらう。すなわちそれは新嘗祭等の伝統
的な皇祖神祭祀を「新儀」としての皇霊祭祀の枠の中
に包摂することによって、「天孫降臨天日嗣ノ本始」
に発し現在の明治天皇に至る万世一系の天皇統治を、
祭祀の上からより明確化することであった。

元始祭は、こうした流れを汲む祭祀であった。「新儀」
ではあるが、神武天皇が神祇を祭り、孝敬を申べたことに
由来する重要な祭祀でもあった。それ故に、「四時祭典定
則」において「大祭」に位置づけられ、今なお大祭として
執り行われているのである。

五、神社祭祀としての元始祭

「神祇鎮祭の詔」において億兆も上習うことを求められ
たこと、また明治四年十月の神祇省伺に神武天皇遙拝儀、
皇太神宮御拝式、元始祭の三祭を海内普く遵行する方針が
あることから、神社においても元始祭を齋行することは既
定の方針であったと思われる。事実、明治四年十月二十九

日に「四時祭典定則」と共に制定された「地方祭典定則」において「元始祭 正月三日」として「国幣社以下上件ノ定則ニ準シ祭典ヲ行フ」と定められたのである。だが、これを受けて神祇省内部にて作成したとされる『地方祭典』には国幣官社、府県社、郷社それぞれの祈年祭、新嘗祭、例祭の祭式と、六月十二月大祓式、神武天皇遙拝式があるものの、元始祭は出てこない。この理由について現時点で不明だが、『地方祭典』は草稿故に単なる記載漏れという見方も考えられよう。反対に同書は明治四年十月以前、すなわち「地方祭典定則」より前に著されていたという見方もあり得る。いずれにせよ、想像の域を出ず、後考に俟ちたい。

「地方祭典定則」を受け、元始祭の祭式及び祝詞が定まったのは明治五年十一月二十三日太政官布告三百五十八号⁽²⁾であった。これにより元始祭式、孝明天皇遙拝式、神武天皇即位遙拝式が定まり、元始祭の意義が左の通り示された。

一月三日宮中神殿ニ於テ 賢所并八神天神地祇御歴代
 皇靈ヲ御親祭在セラル是天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀リ給
 フ義ナルヲ以テ之ヲ元始祭ト称ス地方ニ於テモ此大典
 ヲ遵奉シ官社以下祭祀ヲ修シ官員及ヒ人民悉ク参拝ス
 ヘシ

宮中では御親祭がなされ、それを受けた地方においても、官社以下の神社で祭祀を行い、官員人民の参拝するところとなったのである。

祭式については官幣国幣社府県社と郷村社がそれぞれ示され、ここでは前者の元始祭式を引用する。

早旦神官神殿ヲ裝飾ス

午前第八時神官ノ長〔府県社ハ祠堂下同〕幄舎ニ著ク

次神官ノ長殿ニ昇リ御扉ヲ開ク

此間奏楽〔神官奏楽ヲ心得サレハ畧スルモ妨ナシ下同シ〕

次神官ノ次官以下〔府県社ハ祠堂モ関ルヘシ〕神饌ヲ伝

供ス

此間奏楽

次神官ノ長祝詞ヲ奏ス〔再拜〕

掛卷^母恐^支 某神社^乃大前^尔宮司位苗名恐^美恐^美 白^左久^今
 年一月^乃今日^乃年始^乃祭^尔天皇^乃大朝廷^尔諸^乃 皇神等^乎
 齋^文祭^良給^布 是以大前^乎慎敬^比御食御酒^乃廣物^乃狭物^乎
 奥津藻菜^尔边津藻菜^尔甘菜^尔辛菜^尔至^留置足^波奉^留事^乎平^乎
 良久^久聞食^豆大御代^乎常馨^尔堅馨^尔守幸^波給^比敷座^留国内^乎
 平^良久^久治給^比仕奉^尔人等^尔公民^尔至^留洩^留事無^久守^利幸^波
 倍^倍給^比立^志栄^志給^止白^須事^乎聞食^世恐^美恐^美 白^須

次神官ノ長玉串ヲ執テ拝礼

次次官〔府県社ハ祠堂〕以下拝礼

次次官以下神饌ヲ撤ス

此間奏楽

次各退出

神饌〔官幣国幣社九台 府県社八台〕

洗米 酒二瓶 餅 海魚 川魚〔府県社ハ之ヲ畧ス〕

海菜 野菜 菓 塩 水

ここで同年二月に神祇省より達せられた「官国幣社祈年祭式」と比較すると、「祈年祭式」では官司の祝詞奏上の後に献饌があったが、「元始祭式」では献饌の後に祝詞奏上となった。この順序は明治八年の「神社祭式」の元始祭式でも踏襲され、また現行の神社本庁規程「神社祭式」においても、献饌から祝詞奏上という順序になっていることを踏まえると、意義深い相違点と言えよう。

ともあれ、ここに「元始祭式」が制定され、宮中と同様に神社においても元始祭が齎行される運びとなった。六年十月十四日には「年中祭日祝日等ノ休暇日」として「元始祭 一月三日」と明記され、休暇日になると共に、祭日の一つに位置づけられた。

その後、先に少し触れたが、明治八年の式部寮達「神社

祭式」⁽²⁴⁾において、元始祭は「官国幣社通式」に定められ、ここに改めて、神社祭祀制度のなかで確立したのであった。以後、祭祀制度の変遷に伴う影響は受けつつも、今日も神社本庁包括下の神社では元始祭を齎行しているのである。

おわりに

「元始祭」という歌がある。明治二十六年、文部省によって定められた祝祭日における唱歌の一つである。国学者鈴木重嶺による作詩と宮内省式部職業部楽長を務めた芝葛鎮の作曲から成る。⁽²⁵⁾

天津日嗣の 際限なく。

天津璽の 動きなく。

年のはじめに 皇神を。

祭りますこそ かしこけれ。

四方の民くさ うち靡き。

長閑けき空を うち仰ぎ。

豊栄のぼる 日の御旗。

たてて祝ははぬ 家ぞなき。

元始祭が公的な祝祭日であった時代は疾うに過ぎ、今や「たてて祝ふ家ぞなき」ではないだろうか。本来であれば、我が国の始まり、また皇位の始まりを祝う日として、祝日に定められるべきであろう。今後地道に気運を高めていく

べきところだが、早期の実現は望めまい。であれば各神社は元始祭斎行を通し、天孫降臨からの国の始まりについてまたその始まりに深い関係を有する皇位の大元と由来とを積極的に説く場になる必要があると思われる。

そして、神職にあつては、この祭祀の奉仕あるいは参列を通し、国の始まりを祝い、国家国民の弥栄を願うことは勿論のこと、年頭に際して自ら神明奉仕の原点に立ち返る意味を込めることがあつても良いと筆者は考える。

まさに明治天皇が列聖に孝敬を申べ給うたように、神職が御祭神に対し更なる神明奉仕を誓うと共に、改めて敬神崇祖の念を深めるといふ意義を加えても良いのではないか。このことは億兆に祭祀の実践を求められた明治天皇の大御心にも適うことと思ふのである。

註

- (1) 神社本庁編『神社祭祀関係規程 附解説』神社新報社、平成二十四年改訂五版、一二頁。
- (2) 神社本庁編『神社本庁例文 祝詞例文集上巻 祝詞、祓詞及び祭詞』神社新報社、平成十一年改訂九版、三六頁。
- (3) 大岡弘「『元始祭』並びに『紀元節祭』創始の思想的源流と二祭処遇の変遷について」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十六号、平成二十一年。
- (4) 星野光樹『近代祭式と六人部是香』弘文堂、平成二十四

- (5) 年、一七五——一八二頁。
- (6) 八束清貫『祭日祝日謹話』内外書籍、昭和八年再版、四六一—五六頁。
- (7) 中澤伸弘『宮中祭祀 連続と続く天皇の祈り』展転社、平成二十二年、四七頁。
- (8) 前掲八束『祭日祝日謹話』五一頁。
- (9) 国立公文書館蔵『太政類典』第二編第二百六十一卷・教法十二・祭典一。
- (10) 註(8)に同じ。
- (11) 『明治天皇紀』第二、明治四年十月二十九日条、吉川弘文館、昭和四十四年、五七〇頁。藤田大誠氏によれば、祭典名について元始祭の他に別の名称も検討されていたという。藤田氏は明治初年の国家祭祀形成に国学者小中村清規が深く関わっていたことを明らかにするなかで、当初は天降祭という名称であったが、小中村が進言した元始祭・皇基祭・隆祚祭の候補から、最終的に元始祭となったという(藤田大誠『近代国学の研究』弘文堂、平成十九年、一〇五頁)。
- (12) 国立公文書館蔵『公文録』明治三年・第一巻・庚午一月・神祇省伺。以下本祭典に関しては本記録と『明治天皇紀』第二に拠る。
- (13) 前掲『明治天皇紀』第二、明治三年正月三日条、二四九頁。
- (14) 常世長胤『神教組織物語』上之巻(安丸良夫 宮地正人校注『日本近代思想大系5 宗教と国家』所収、岩波書店、平成十二年、第四刷、三六七頁)。
- (15) 前掲『明治天皇紀』第二、明治四年正月三日条、三八八

- 頁。
- (15) 明治神宮編『明治天皇詔勅謹解』講談社、昭和四十八年、一九一—二三四頁。
- (16) 加部巖夫編『於杼呂我中 亀井勤齋傳』明治三十八年、九七四頁。尚、本書は国立国会図書館デジタルコレクション (<http://ndl.go.jp/>) を通じて閲覧した。
- (17) 武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察」(井上順考・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』所収) 第一書房、昭和六十二年、一三一—一三九頁。
- (18) 国立公文書館蔵『公文録』明治二年・第二卷・己巳五月—八月・神祇官伺。
- (19) 八束清貫「皇室祭祀百年史」(神道文化会編『明治維新神道百年史』第一卷所収、神道文化会、昭和四十一年、五七頁)。
- (20) 前掲『公文録』明治二年・第二卷・己巳五月—八月・神祇官伺。
- (21) 阪本健一「明治以降神社関係法令史料」神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年、二〇頁。
- (22) 神社新報政教研究室編『増補改訂 近代神社神道史』神社新報社、平成十二年増補改訂第六版、二九頁。
- (23) 前掲藤田『近代国学の研究』一七六頁。
- (24) 『公文録』明治二年・第三卷・己巳九月—十二月・神祇官伺。
- (25) 前掲『明治天皇詔勅謹解』一三五頁。
- (26) 森清人謹撰『みことより 縮刷版』錦正社、平成十四年、八五四頁。
- (27) 『日本書紀』神武天皇四年二月二十三日(日本古典文学
- (28) 大系『日本書紀 上』岩波書店、平成十年第六刷、二一四頁)。
- この点に関しては、前掲武田「近代天皇祭祀形成過程の一考察」(『日本型政教関係の誕生』所収)、同「四時祭典定則成立過程の一考察」明治二年「年中祭儀節会大略」の紹介・翻刻を中心に、「(神道学) 一三六、昭和六十二年)、同「維新时期天皇祭祀の研究」(大明堂、平成八年)、同「明治神祇官と初期皇霊祭祀」(『神道宗教』一九三、平成十六年)といった一連の業績を参照。
- (29) 前掲武田「四時祭典定則成立過程の一考察」。
- (30) 本書に関しては、阪本是丸「近代の神社神道」(弘文堂、平成十七年、二二五—二二九頁) 参照。本稿では架蔵本(神祇院教務局調査課、調査事務資料第九六号、昭和十七年)に拠った。
- (31) 『法令全書』(内閣官報局編、原書房)に拠る。
- (32) 長谷晴男編『神社祭祀関係法令規程類纂』(国書刊行会、昭和六十一年、四頁)に拠る。
- (33) 前掲阪本「明治以降神社関係法令史料」七七頁。
- (34) 前掲長谷「神社祭祀関係法令規程類纂」九頁。
- (35) 明治二十七年五月に元始祭は公式ノ祭祀と区分され、大正三年の「官国幣社以下神社祭祀令」では中祭と位置づけられた。終戦後の二十一年二月、神社本庁の庁規改正に伴い、元始祭は削除されたのである。占領政策の影響によるもので、皇室・国家に関係の深い祭祀は悉く廃されてしまった。その後、四十六年の祭祀関係規程改正に伴って、元始祭が再び中祭として肅行されることとなり、

(36)

現在に至っている。

奥好義編『儀式唱歌 附祝日大祭日唱歌』寛裕舎、明治二十六年。本書は国立国会図書館デジタルコレクションを通し閲覧。

(國學院大學兼任講師)